

横福指第 19 号
令和 5 年（2023 年）5 月 1 日

指定認知症対応型共同生活介護事業者 様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

令和 5 年度 外部評価の実施回数の緩和に係る申請について（通知）

平素より、本市の介護保険行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 30 号）第 4 条等の規定によりその例によることとされる指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 97 条第 8 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等については、一定の要件を満たした事業所の場合、市への申請により外部評価の実施回数の緩和措置が適用されます。

については、令和 5 年度の外部評価の実施回数の緩和に係る事業所から市への申請の受付期限を下記のとおりとしますので、緩和措置を受けようとする事業所におかれましては、遺漏のないようご注意ください。

記

- 1 申請の受付期限 令和 5 年 6 月 20 日（火）
- 2 適用開始日 令和 5 年 4 月 1 日
- 3 提出書類 外部評価の実施回数の緩和に係る申請書（※1）
- 4 要件

令和 5 年度に限り、実施回数の緩和の要件について、以下のとおり取り扱うこととします。（下線部が通常と異なる部分です。）

- ① 令和 5 年度の前 5 年間において継続して外部評価を実施していること。令和元年から令和 4 年度までの外部評価については、代替措置（※2）により実施した外部評価で差し支えない。
- ② 令和 4 年度において実施した評価結果等を市に提出していること。
- ③ 令和 4 年度において、運営推進会議を 6 回以上開催していること。運営推進会議は、書面による開催でも差し支えない。
- ④ ③の運営推進会議において、構成員に市の職員又は地域包括支援センターの職員（以下「市職員等」という。）が含まれており、かつ令和 4 年度において開催された運営推進会議に市職員等が 1 回以上出席（書面による意見聴取で

も可)していること。

- ⑤ 自己評価結果及び外部評価結果のうち、外部評価項目の2, 3, 4, 6の実施状況（外部評価）が適切であること。

5 その他

外部評価の緩和を受けた年度も自己評価を行うことが必要ですので、ご注意ください。

※1 申請書は、横須賀市ホームページの「総合案内」→「便利な手続き」「(くらし)申請書ダウンロード」→「民生局福祉子ども部指導監査課の書式」→「介護保険(事業者・施設)・第1号事業者 指定申請・届出関係のページ」→「地域密着型サービス事業者(第1号事業者)等」→「5. 様式ダウンロード」→「1・共通様式」に掲載しています。

※2 代替措置例

- ・書類確認、事業所内の様子の確認について

従来、外部評価当日に評価機関が確認していた書類の提出や事業所内の様子については、書類の事前提出や事業所内の写真・動画等の提出により行う。

- ・ヒアリングについて

事前に質問項目の提示を受け回答するほか、必要に応じて電話及びメール等により行う。

事務担当：

民生局福祉子ども部指導監査課

施設介護サービス担当

電話：046-822-8162

FAX：046-827-0566